

# 水道料金は次のようになります

## ■現行料金（1か月単位）（税抜き）

口径	基本料金	従量料金(1 m <sup>3</sup> につき)	
13 mm	600 円	一般用	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> 65 円
20 mm	950 円		11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup> 160 円
25 mm	1,200 円		21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup> 170 円
40 mm	2,800 円		31 m <sup>3</sup> ～ 185 円
50 mm	5,900 円	公衆	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> 65 円
75 mm	12,500 円	浴場用	11 m <sup>3</sup> ～ 160 円
100 mm	28,000 円	特別用	1 m <sup>3</sup> につき 185 円
150 mm	47,000 円		
共同栓	600 円	1 世帯当たり 1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> 65 円 1 世帯当たり 11 m <sup>3</sup> ～ 160 円	
墓地共用栓		1 世帯 1 箇所につき 70 円	

## ■新料金（1か月単位）（税抜き）

口径	基本料金	従量料金(1 m <sup>3</sup> につき)	
13 mm	780 円	一般用	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> 85 円
20 mm	1,240 円		11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup> 210 円
25 mm	1,560 円		21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup> 225 円
40 mm	3,640 円		31 m <sup>3</sup> ～ 245 円
50 mm	7,670 円	公衆	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> 85 円
75 mm	16,250 円	浴場用	11 m <sup>3</sup> ～ 210 円
100 mm	36,400 円	特別用	1 m <sup>3</sup> につき 245 円
150 mm	61,100 円		
共同栓	780 円	1 世帯当たり 1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> 85 円 1 世帯当たり 11 m <sup>3</sup> ～ 210 円	
墓地共用栓		1 世帯 1 箇所につき 90 円	

### 計算例 口径 13 mm で 2 か月 30 m<sup>3</sup> 使用の場合

#### 現行 水道料金

- ・基本料金(2 か月) 1,200 円
- ・従量料金 2,900 円
- (内訳) 10 m<sup>3</sup> × 65 円 × 2 か月 = 1,300 円  
5 m<sup>3</sup> × 160 円 × 2 か月 = 1,600 円
- ・消費税 410 円
- ・合計 4,510 円

#### 新 水道料金

- ・基本料金(2 か月) 1,560 円
- ・従量料金 3,800 円
- (内訳) 10 m<sup>3</sup> × 85 円 × 2 か月 = 1,700 円  
5 m<sup>3</sup> × 210 円 × 2 か月 = 2,100 円
- ・消費税 536 円
- ・合計 5,896 円

## 料金改定 Q & A

●なぜ、この時期に値上げが必要なのですか？

水道の経営は、独立採算制<sup>※3</sup>を前提とし、事業にかかる経費については、料金収入で賄わなければならないという公営企業の一面を持っています。料金改定を先延ばしすることで、今の追加負担はなくなりませんが、将来の「料金改定の増」など、今以上に、町民負担に大きな影響を及ぼしかねないため、時期を失わないよう実施していきたいと考えています。

●値上げをしないとどうなるのですか？

施設等の耐震工事や設備・管路の更新を行うことができず、漏水などが多く発生する恐れがあります。また、大地震などの災害が発生した場合に管のズレや破損が生じ、断水などの大きな被害がでる可能性も予想されるため、今後は減災対策を急ぎます。

●足りない部分は一般会計で補填し、水道料金を安く抑えることはできないのですか？

水道事業の経営に必要な経費はお客様からいただく水道料金で賄うという「独立採算の原則」があります。一般会計は、福祉・教育・道路などの町民サービスに充てられるべきものであり、水道事業のために使うことは、本来一般会計で賄うべきサービスの低下を招いてしまう恐れがあります。使った人が使った分だけ負担するという考え方に基つき、水道事業としての健全経営を行う必要があることをご理解ください。

### お問い合わせ先

肝付町役場 水道課  
☎0994(65)8415

※1 水道水を1 m<sup>3</sup>作るのに必要とする経費です。

※2 使用者の皆様からいただく1 m<sup>3</sup>あたりの平均単価です。

※3 それぞれが独立して利益を生み出すことを目指した経営方式のことです。